



「小規模市の地域戦略を考える地方議会ネットワーク議長会」が  
阿久根市で開催されました（2ページ参照）

## 第2回定例会

平成25年第2回市議会定例会は、6月11日から6月25日までの15日間の会期で開かれ、平成25年度補正予算2件、寺山住宅5号棟建築工事請負契約の締結についての議案など4件が提案され、原案のとおり可決されました。なお、教育委員会の委員の任命については、原案のとおり同意されました。また、陳情1件は不採択となりました。

- 議案及び審議結果等……2ページ
- 一般質問……3ページ
- 特別委員会報告(要約)……11ページ
- 議会のうごきほか……12ページ

本会議の様様をインターネットで生中継  
市のホームページ(URL=<http://www.city.akune.kagoshima.jp/>)  
平成20年第1回定例会から録画中継でもご覧になれます。

## 平成25年第2回定例会 議案及び審議結果

番 号	内 容	議 決 日	結 果
議案第44号	教育委員会の委員の任命について	H25. 6. 11	同 意
議案第45号	寺山住宅5号棟建築工事請負契約の締結について	H25. 6. 11	原案可決
議案第46号	阿久根市子ども・子育て会議条例の制定について	H25. 6. 25	原案可決
議案第47号	阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	H25. 6. 11	原案可決
議案第48号	平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第2号）	H25. 6. 25	原案可決
議案第49号	平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第3号）	H25. 6. 25	原案可決
陳情第2号	木生坊線林道（里道）の舗装市道化に関する陳情	H25. 6. 25	不 採 択
陳情第4号	少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度拡充に係る陳情書	H25. 6. 25	継続審査

### ○議決結果（賛否が分かれた案件のみ）

議 案 名	議員名（議席番号順）														議決結果		
	出口 徹裕	仮屋園 一徳	竹原 恵美	石澤 正彰	松元 薫久	牛之濱 由美	中面 幸人	濱崎 國治	野畑 直	大田 重男	牟田 学	岩崎 健二	鳥飼 光明	山田 勝		木下 孝行	濱之上 大成
議案第46号 阿久根市子ども・子育て会議条例の制定について	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	—	原案可決
議案第48号 平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第2号）	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	—	原案可決

※濱之上大成議長は、議長職のため特別多数議決以外の議案については、表決（賛成、反対の意思表示）権はありません。（表の見方）◇は賛成、◆は反対

### 「小規模市の地域戦略を考える地方議会ネットワーク議長会」とは

おおむね人口3万人以下の鹿児島県4市（枕崎市、阿久根市、西之表市、垂水市）・宮崎県3市（串間市、西都市、えびの市）で構成する議長会で、小規模の自治体が自立した行政を行うための方策を模索し、共通する政策課題について、国や県に要望活動等を行っています。これまでの要望事項として、「小規模市への財政支援措置等の拡充について」、「道路整備のための財源確保について」、「国民健康保険への財政支援拡充について」等があり、これらの事項を国会議員や関係省庁、また県に要望しています。

# 一般質問

第2回定例会では6名の議員により市政全般にわたり一般質問が行われました。  
 以下、質問（議員）と答弁（市長）の中から要約して紹介します。（発言は通告順）

## 質問者 出口徹裕議員 学校用務員について

**議員** 学校用務員について、人により作業に開きがあるとの声が上がっている。用務員採用については、長年の経験や子供たちと関わるため、その方の人格等も重要視されると思うが、それが各学校の用務員として作業の慣れやばらつきにつながってはならないと思う。用務員の採用について何名の応募があり、どのような基準で決定されているか。また作業内容はどのようになっているのか。

**教育長** 学校用務員採用の応募については、平成24年度採用の応募者が18名、平成25年度採用の応募者が17名であり、年度ごとに13名の学校用務員を採用している。

学校用務員は、長期臨時職員として採用を行い、市長部局の採用試験と同じように面接の評価によって採用の可否判定をしている。現職の学校用務員については、各小・中学校長の勤務状況報告書も参考にしている。

面接は、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長の3名で行い、職種へのやる気や適合性等の5項目について5段階評定による総合点方式によって順位を決定し、上位13名を採用している。

業務内容については、阿久根市学校管理規則第38号第6項の規定により次の業務に従事するとしている。

- (1) 文書、物品等の送達及び連絡に関すること。
- (2) 外来者及び電話の対応並びに取次ぎに関すること。
- (3) 印刷業務に関すること。
- (4) 校内の美化等環境整備に関すること。

- (5) 学校施設、設備等保全のための軽易な補修作業に関すること。
- (6) 冬季における暖房の準備及び火災予防に関すること。
- (7) 外部との連絡に関すること。
- (8) 給食業務に関すること。
- (9) その他必要に応じて自主的又は校長の指示した業務に関すること。

以上が主な業務内容である。（原田教育長）

## 学校における施設、物品の管理について

**議員** PTAで出た話で、施設物品について破損の原因の不明なもの、破損の理由が書けず破損届を提出できなかったということがある、PTA等で負担している実態があるそうである。この事について知っているか。確かに破損の原因は大切だが、不明なものについて今後対応できないのか。

**教育長** 学校における施設物品の破損原因が不明なものについて、学校側が破損届を提出できない実態があるとの質問

であるが、基本的に、物品の破損原因が不明なものについても、破損届を提出していただき、破損理由について、不明である理由を付して提出するように指導している。例えば、原因不明の教室のガラス破損等は、特に早急な対応が必要なことから取替修繕を早急に行い、その後、破損理由は不明の旨を記載した破損届を提出してもらっている。

学校には、教材備品等の様々な物品があるので、校長・教頭研修会、学校事務職員研修会などを通して届出報告の指導や説明を行っており、今後も継続していきたい。また、対応については、教育総務課管理施設係が対応している。（原田教育長）

## 三笠中学校におけるAEDについて

般の方も使用されることからぜひ設置して欲しいとの要望にこたえ、PTAが検討し設置したものである。

しかし、AEDの管理については、年額7万円ほどのリース料金がかり維持できる不安の声がある。そこで子供たちの安全を確保するためにも、体育館のAEDについても市で管理できないかお尋ねする。

**教育長** 三笠中学校には、現在、AED2台が設置されており、市で管理している1台が校舎内に、PTAで管理している1台が体育館に設置されている。PTAが管理しているAEDは、リース物件である事から今後、学校備品として市に移管する方法を取るなど、市で管理する事について、前向きに検討したい。

今後は、三笠中学校のように校舎と体育館が離れている学校や、その他学校規模等を勘案しながら台数の追加配置を計画的に推進し、取り扱い方法の研修等も含めて、いざというときのために適切な救命処置が行える人材の育成に努めていきたい。本市におけるAEDの設置台数は、消防

**議員** 現在、三笠中学校ではAEDを校舎に1台、PTAの管理するAEDが体育館に1台設置されている。これは、校舎と体育館の距離が遠く、緊急時の対応に間に合わないという考え方で、体育館は一



署を初めとして21カ所に25台であり、そのうち、教育委員会が所管する施設に4台と市内13の小・中学校に14台設置されている。(原田教育長)

### 小型合併処理浄化槽について

**議員** 阿久根市が小型合併処理浄化槽設置整備事業の補助金制度を平成7年度に実施してから約20年近くがたち、合併浄化槽の耐用年数を超え、これから故障による交換等が多く発生することが懸念される。特に高齢者にとっては大きな負担になるが、この問題に対して、市として対策の方向性があるのか。

**市長** 補助金の交付を受け設置した合併処理浄化槽が、何らかの原因で使用不能となり、新たに設置する場合の補助金交付に関しての対応策のお尋ねと考える。市では国、県の方針に従い、公共用水域の水質汚濁を防止し、市民の生活環境及び自然環境の保全を図ることを目的に、阿久根市合併処理浄化槽設置推進要綱を定めており、補助金の交付に

ついては特に問題は無いと考えている。設置者には、浄化槽法等、浄化槽に関する関係法令を順守し適切に管理を行うことも要綱で定めており、これらに対する指導監督も十分にしたい。

本市が補助金交付事業を開始して17年が経過し、当然、耐用年数を過ぎたものもあり、お尋ねの事例等の発生が今後予想されるが、関係機関とも十分に協議を行い、内規等で規定する必要がある整備を行っていかねければならないと考えている。

なお、当市の合併処理浄化槽の平成24年度末の普及率は、約41%であり、管理監督の指導と併せて、さらに普及を図っていききたい。

### 一部事務組合について

質問者 山田 勝議員

**議員** 5月13日、阿久根市議会臨時会が開催され、議長選挙、各常任委員及び一部事務組合の議員の選任があった。

私はその前後、北薩広域行

政事務組合について、いろいろな話を耳にし、当組合では長年懸案であった多田地区にある鹿芥処理場の移設先が決まり、今後建設に向けて一番大事な時だという事は周知の事実である。昭和43年12月、北薩衛生処理組合(じんかい・し尿)として発足以来、理事は構成自治体の長で構成し、出水市の市長が理事長、構成自治体の議会から議員を出し、阿久根市から議長という申し合わせで長年信頼関係を構築してきた。

しかし、今回、議会構成後の情報で、「阿久根には議長をするのがないから、出水市から出す。長島の議員にしてくれ。」等の話を聞き、出水市の議員から、「阿久根市からどの議員を出してくれ。」と言う話が議会前からあり、申し合わせを無視して選挙で議長を決めようというような話になったが、阿久根市から選出された3人の議員が頑張る、今までの申し合わせの通り阿久根市から議長が決定したと全員協議会で報告を受けている。

ところが、来年出水市の市議会議員選挙があり、それま

でに理事長、議長の選出について話し合うという申し合わせがあったとの報告も同時にあった。市長はこの問題をどのように受けとめているか。

また、阿久根地区消防組合と広域行政事務組合について地方交付税の基準財政需要額と、事務局を預かっている自治体には特別算定されているかお尋ねする。

**市長** 一部事務組合に係る今後の方向性について、北薩広域行政事務組合は、2市1町に係る共通した事務を効果的・効率的に実施していくため組織されたものであり、非常に重要なものと認識している。その組織のあり方や事業実施については、同組合で十分な協議がなされ、運営されていくものと考えている。

また、同組合議会の事務局職員に出水市の議会事務局職員が併任されている件について、経緯の詳細は把握していないが、平成14年度から併任職員とする記録があることを伺っている。平成18年3月に出水市の合併が行われるまで、同組合事務所が出水市役所内にあり、議会議場も同市役所内の施設を借用していた

ことから、事務の効率性を勘案し、同市議会事務局職員が併任することになったと思われる。

組合議会における併任職員的身分等の取扱いに関しては、北薩広域行政事務組合議会と、出水市議会議長との間で協定書を締結し、協議の上、任命することとされている。

本市としては、北薩広域行政事務組合を構成している2市1町が協力しながら地域の活性化に取り組めるよう、今後もさらに効果的・効率的な体制で事務事業を共同処理していただきたいと考えている。

一部事務組合についての地方交付税の算定基礎について、地方交付税は、市町村の財政需要に応じ交付されるものであり、基本的には、直接的に一部事務組合に交付されるものではない。本市では、阿久根地区消防組合及び北薩広域行政事務組合で事務を共同処理しているが、この事務についても、それぞれ構成する市や町の財政需要の中で、消防費や清掃費、また、高齢者保健福祉費等において算定

され交付税措置されている。

ただ、北薩広域行政事務組合が起債を行った場合において、後年度措置される交付税分については、県知事の指定により、所在市である出水市の基準財政需要額に一括算入され交付されている。

出水市では、この交付税措置分を、通常の負担金に加え、交付税分に係る負担金として北薩広域行政事務組合に納付しており、この交付税分の負担金額は、平成24年度決算では2億1千3百7万5千円であり、平成25年度予算では2億1千3百2万7千円とされている。

## 市民交流センター建設に市長の意思は伝わっているのか。

**議員** 市民交流センター建設特別委員会の審議の中で、市長がどのようなものを作りたいのか伝わっていない。

第8回阿久根市民交流センター（仮称）建設委員会が6月3日に実施後1回で答申をまとめるという事だが、市長の考えや夢はないのかお尋ね

する。

**市長** 市民交流センター建設は、私のマニフェストに掲げた大きな事業の一つであり、平成24年度に建設委員会を設置を指示し、現在まで建設に向けた業務が進んでいる。

私は、市長就任当初から、常に周りの意見に耳を傾けながら、市民目線で行政を進めて行くことに努めており、市民交流センター建設委員会においても、各種団体から推薦していただいた代表の方々の意見に幅広く耳を傾け、パブリックコメントを実施し市民の意見を集約したうえで、質の高い、幼児から高齢者、障がい者など全ての方々が利用しやすい、市民主役の交流センター建設を目指していきたい。

交流センターが市民の思いや利用・運営によって成長し、図書館、保健センター、市役所等の公共施設が互いにその機能を交流し、利用者である市民の施設利用の利便性の向上も図りながら、施設の運営を行っていききたい。それに伴い、市街地のにぎわいが起こるような施設運営を目指した

い。

施設規模は、市民交流センター建設委員会の答申を受け、パブリックコメントの実施後に、最終的な市の建設方針を決定する計画であるが、建設に係る財源の確保やランニングコスト等の課題を十分に勘案し決定したい。

## 国・県事業の取り組みについて

**議員** 自主財源の少ない地方自治体では国、県の事業を導入し、住民の福祉の充実を図らなければならない。一生懸命取り組んでいる自治体とそうでない自治体との差が出ていることは周知の事実である。市長はこの問題をどのように受けとめ、取り組んでいるのか。

**市長** 国、県においては、地域の活性化に活用できる効果的な補助制度があり、市としてもこれらの補助制度を効果的に活用し、市の活性化につなげていきたい。

特に、国の補助制度である社会資本整備総合交付金、平成24年度補正で予算措置され

た地域の元気臨時交付金の活用や県の補助制度である地域振興推進事業補助金、魅力ある観光地づくり事業補助金などを積極的に活用し、地域の活性化につなげていきたい。また、補助制度だけではなく、地方債についても過疎債など交付税措置のある有利なものを活用し、限られた財源の中で効果的な事業の推進を図っていきたい。

## 市政運営における副市長の役割について

**議員** 西平市長が誕生して2年が経過し、県から派遣されていた前副市長が県庁に帰られ、3月議会では腰を落着けて活躍できる阿久根市出身の副市長が就任された。改めて市政運営における副市長の役割について市長、副市長にお尋ねする。

**市長** 地方自治法第167条では、副市町村長は市町村長を補佐し、市町村長の命を受けて政策及び企画をつかさどり、その補助機関たる職員を担当する事務を監督し、別に定めるところにより、市町村

長の職務を代理すること等が規定されている。

寺地副市長は、新年度4月からの就任以来、これらの任務に専念し、とりわけ県との連携強化や円滑な情報交換などを進め、各種事務事業等の推進に力を発揮してくれている。引き続き力を尽くしてくれるものと期待している。

**副市長** 4月1日、ふるさと阿久根市の副市長に就任させていただき、はや2カ月がたとうとしている。この間、就任時の関係機関、関係団体へのあいさつ回り、それから弓木野地区のたけのこ祭り、脇本地区の花咲かせたいウォーキング等の各種行事への出席、区長会との意見交換、農政推進会議など各種会議に出席し、意見交換や交流を通じて市民の生の声を直接聞かせてもらうことができ、市民の皆様が地域をなんとか活性化し、元氣な阿久根市にしようとしてそれぞれの地域、立場で一生懸命頑張っているその強い気持ちを感じた。

また、農業、漁業従事者の高齢化、後継者不足、商店街の活性化や観光の振興など、阿久根市の実績や課題を



直接知ることができ、副市長としての責務の重さを痛感している。副市長として市長を補佐し、市長の政策実現、阿久根市の発展に向かつて全職員一丸となって取り組んで行ける体制づくりに努めていきたい。そして42年間の県職員としての経験やネットワークを生かし、県庁、地域振興局との連絡調整や情報交換により、有利な新規事業や補助制度の導入等、市の活性化に努めていきたい。

### 防災教育について

**議員** 東日本大震災以降、防災についてこれほど注目されていることはない。現在阿久根市の小・中学校における防災教育の取り組み状況について、また現在注目されている東日本大震災における「釜石の奇跡」をどのように認識しているか。

**教育長** 平成23年3月11日に発生した東日本大震災後、これまで以上に繰り返し安全教育、防災教育について徹底した指導を行っている。市内各学校では、緊急時における防

災計画、防災マニュアルを策定し、地震や津波、火災や風水害等を想定した避難訓練を実施し、特に津波を想定した訓練では、地震発生後一次避難として校庭への避難、二次避難として、学校近くの高台に避難する訓練を実施している。児童・生徒には真剣に訓練に参加させ、高いところに走って逃げることを繰り返し訓練することで、とっさの対応ができる力を身に付けさせることが大切と考えている。また、児童・生徒の体調管理を含め、安全に避難できるルートの確保・避難訓練の回数や避難に要する時間など地域の実態に応じた実効性のある避難訓練をするよう指導を続けている。

次に、東日本大震災における「釜石の奇跡」に対する考え方について、釜石小学校の子どもたちが一人も命を落とすことなく無事に避難した。過去の津波の悲惨な経験を防災教育に生かし、日頃から「自分の命は自分で守る姿勢」を身につけさせることに力を注いできた結果、実践できたものと思っている。

(原田教育長)

### ふるさと納税の状況について

**議員** ふるさと納税制度について、阿久根市に対する納税者数、納税額、また納税者に対する対応はどのようにされているのか。

**市長** ふるさと納税制度は、ふるさとを応援したいという納税者の思いを寄附金を通じて実現する制度として、平成20年4月に、都道府県及び市区町村に対する寄附金税制を拡充する形で導入された。平成24年度の実績は、寄附者数が4名で延べ9件、寄附金の額が27万円であり、寄附者への対応として、御礼状の発送、広報あくねや市勢要覧、市制施行60周年を記念して作成したポストカードなどを同封している。

寄附金の実績は、年々減少傾向にあることから、本市出身の方々の集まりである関東、東海、近畿地区の阿久根会や華の50歳組のレセプションにおいて寄附を呼びかけ、ふるさと納税制度を理解していただくための資料をお配りしている。今後は、他市の状

(原田教育長)

況も参考に本制度をさらに利用していただけるよう検討していきたい。

### 質問者 石澤正彰議員 学校給食食材の安全性と給食センター運営状況について

**議員** 安心、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を徹底した衛生管理で、安定的に提供することが最大の目的と前回回答されたが現在も変わらないか。

**市長** 平成25年第1回市議会定例会でも申し上げたとおり、学校給食センターは、安心・安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を市内各学校に徹底した衛生管理のもと安定的に提供することが最大の目的であり、現在もそのように考えている。

**議員** 食材、特に野菜などの生産地について、以前は地産地消をとの発言もあったが、最近の状況はどのようになっているのか。

**教育長** 食材、特に野菜などの生産地について地産地消の最

近の状況については、生きた食育の場として地域の食文化を学び生産者の顔が見えて安心な食材確保が行える地産地消については、地場産業の振興にもつながることから重要と考えている。

しかし、近年阿久根産の全体に占める割合は減少し、時期によっては、地元産が手に入らない場合もあり、他地区の産物を調達する場合もある。(原田教育長)

**議員** 給食費の支払方法で児童手当から差し引くとした小学校保護者の承諾書提出について進捗状況を教えてほしい。

**教育長** 学校給食センター運営委員会導入を決定していただいた児童手当からの学校給食費の自動納付は、平成25年度6月支給時において、小学校4校、中学校2校で導入され、児童手当からの学校給食費の自動納付の対象者の申出書提出率は、小学校2校、中学校1校の100%達成を含み、小学校が平均で約82%、中学校が平均で約97%、全体の平均は約88%となっている。このことは、阿久根市学校給食センター運営委員会を中心とした、各学校及びPT

(原田教育長)

A組織の努力により、保護者一人一人が学校給食費について理解を深め、学校給食費の支払いに対する意識が高まったことであると、PTAの皆様が感謝しているところである。

質問者 牟田 学議員

メガソーラー事業について

・事業にともなう大規模造成工事について  
・今後の土地利用のあり方について

**議員** 福島第一原発の事故により、国も再生可能エネルギーに対して政策を加速しており、メガソーラーについても全国で設備導入が進んでいる。鹿児島県でも民間の各業種及びゼネコンが主体となりメガソーラーの設置が進められており、阿久根市内でも桑原城工場団地にメガソーラーが設置されている。  
今回、牟田地区と大林地区の境にある丘陵地で行われて

いる大規模造成工事について、阿久根市及び両地区民に対して工事に対する説明もなく、施工が行われており危惧している。この件に関して私のほか2名の議員、両区長と共に現場を視察し、今までの経過については了承しているが、この問題は市民の生命にかかわる問題である。市長はこの問題に対してどのように対処されるのか見解を伺いたい。

また、市長も現場を視察されているが、現場を見て率直な意見を伺いたい。

**市長** 民間事業者が行っている大林地区の太陽光発電施設に係る造成工事について、市としてこの造成工事の情報を知り得たのは、本年4月中旬頃であり、その後、現地確認を数回にわたり行っている。山林を切り開いた造成であり、梅雨の季節にも入り、今後の大雨の際における下流域に及ぼす影響を危惧している。

太陽光発電施設建設に伴う開発において、太陽光発電設備は建築基準法上の建築物ではないとされており、それに付属する施設も必要不可欠で一体的なものであることか

ら、その開発が、主として付属施設を建築するための開発ではないと鹿児島県が判断した場合は、都市計画法第29条の開発許可は要しないとされている。また、このほかクリアすべき法令等として、森林法に係る林地開発許可をはじめ、農地法、農業振興地域整備法、急傾斜地崩壊防止法など様々なものがある。このうち、今回の事業に該当する可能性のある林地開発については、森林法第5条に基づき県が定めた地域森林計画に該当する森林で、1ヘクタールを超えて土地の形状を変えるものについて、県知事の許可が必要となっているが、県が調査した結果、現在、この要件には該当しないとの見解が示されている。しかし、下流域に及ぼす影響が懸念されることから、市としても、この開発について注視していくと共に、防災に関して必要な事項については協議を申し入れ、安全対策についての協力をお願いしていきたいと考えている。

質問者 竹原恵美議員  
阿久根市民交流センターについて

**議員** 現段階での状況、建設までのスケジュール、施設内容の決定までの過程とポイント、施設の利用目的と資金、データによる分析はあるか。事業の成果見込みと責任のとり方、建設後の自主文化事業のあり方について説明してほしい。

**市長** 「阿久根市民交流センター（仮称）建設委員会」において、市民交流センターの建設方針の協議がなされ、6月21日に第9回の建設委員会では建設方針に係る答申案が決定し、答申書の提出がなされる計画との報告を受けている。

この答申書を受け、市の建設方針案を決定後、25日の本会議の後に、全員協議会の場を設けていただき、議員に御説明したいと考えている。  
建設までのスケジュールは、議会への報告後に、パブリックコメントを約1カ月間実施し、市民からの意見等を精査した後に、市としての最

終的な建設方針を決定し、設計業務の手続きに入りたいと考えている。設計業務の手続きには約3カ月を要すると思われる。設計委託契約は10月末頃と考えている。

また、基本設計・実施設計の完了を平成26年度の11月末頃を目標に計画しており、建設は、平成27年度から工事に着手し、完成は平成29年度の見込みである。

施設内容の決定までは、建設方針を基本としながら基本設計の中で、市民への説明会や建設委員会等での意見等を取り入れながら交流室（研修室）やホール、エントランスの配置等について協議を進めたい。

施設の利用目的は、芸術・文化活動に加え、子どもからお年寄りまでの多くの市民が集い、学び、交流すること、町に活気があふれ、地域の魅力を高められる交流地点となる施設づくりを行い、市民が施設の運営に主体的に関わり、市民の立場から使い勝手がよく、利用しやすい施設に成長していくような施設づくりに努めたいと考えている。  
建設資金は、市民交流施設





整備基金、社会資本整備総合交付金をはじめとした有利な国・県の交付金、過疎債をはじめとした有利な起債等を活用したいと考えている。

次に、自主文化事業のあり方については、市民が芸術文化に親しむ機会を作り、意識の啓発に努め、市民の文化向上のため各種文化事業の開催を通して、芸術・文化性の高い個人、団体等を招へいし、公演等を実施することにより市民文化活動の振興に努めることを目的としている。

建設後、自主文化事業の目的は変わらないが、完成まで3・4年先であり、予算的な事については、今後さらに検討していきたい。

## にぎわい交流ステーション事業について

**議員** 現段階での状況、建設までのスケジュール、施設内容の決定までの過程とポイント、施設の利用目的と資金、データによる分析はあるか、事業の成果見込みと責任のとり方について説明ください。

**市長** 駅舎改修デザイン業務

を、肥薩おれんじ鉄道の「おれんじ食堂」をはじめJR九州などで数多くのデザインを手掛けておられる水戸岡鋭治氏が代表を務める株式会社ドーンデザイン研究所に、実施設計業務を株式会社交建設計にそれぞれ委託し、事業を進めている。今後、実施設計が出来上がり次第、改修工事に着手し、年度内に事業を完了することとしている。

施設内容の決定までの経過とポイントについては、昨年12月に「にぎわい交流ステーション事業検討委員会」を立ち上げ、これまでに2回の委員会を開催し、施設の整備に向けた協議を行った。また、市民の方々から駅舎改修に対するイメージやアイデアを募集し、応募いただいたアイデアについても事業の参考にさせていただき、現在、施設の内容について、委託先と検討を行っている。今後、施設のデザイン及び設計作業を進める中で、具体的な施設内容を決定していきたい。

施設の利用目的としては、駅舎本来の機能に加え、本市における物産、観光及び沿線情報の発信拠点として、また、

利用される方々のコミュニケーションシヨンの場として、安らげる空間としても活用していただき、市内の方々だけでなく県内外の多くの方々にも気軽に御利用していただけるような施設として整備したい。また、ターゲットについても特定の年齢層や性別、ファミリー、カップル等の客層に絞り込むのではなく、多くの方々に利用していただき、楽しんでいただけるような施設として整備していきたい。

建設資金については、昨年の第4回定例市議会で1億2百9万8千円の予算を議決していたが、現在、これを繰り越して事業実施しているところである。

データによる分析については、今回整備する施設は、駅というだけでなく、交流、物産、観光及び情報発信拠点として整備することから、駅利用者に加えて、マイカーでの来訪者など観光客や多くの市民の方々の利用を想定している。

このことから、利用者についての数値的な目標は定めていないが、施設の規模等の決定に当たっては、阿久根駅の

乗降人員などの基礎データを参考に最大利用人数などを想定した上で、実施設計を行っていききたい。

今後は、にぎわい交流ステーションを、交流、物産、観光及び沿線情報発信の戦略拠点として、本市をはじめとする沿線地域はもとより、本県の広域的な地域振興、観光・産業の活性化につなげていきたい。また、肥薩おれんじ鉄道も、阿久根駅を拠点駅の一つとして位置付け、「おれんじ食堂」など新たな事業展開が図られおり、今後も沿線自治体、県及び肥薩おれんじ鉄道と連携を図りながら、所期の目的を達成できるよう取り組んでいきたい。

## グランビューあくねの取り扱いについて

**議員** 耐震計画を含めて、今後5年の計画を説明してほしい。

**市長** グランビューあくねは、市が設置し運営してきた旧国民宿舎阿久根をその前身とし、平成13年度からは民間事業者に土地及び施設を貸し付

け、民間の活力を活用した運営がなされている。

この間、大規模な改修や、必要な修繕を行っており、建設以来30年余りを経過し修繕の頻度も多くなっている。また、平成23年度には、耐震診断業務を委託実施し、平成24年度にはその診断結果を受け耐震補強計画業務を委託実施しているが、耐震補強に概算工事費で、2億4千5百万円余りの経費が必要とされている。

これまで、大規模な地震の発生に備えた耐震工事については、基本的に市で行うこととしていたが、耐震改修に多額の費用を要することは、市財政へ与える影響も大きいことから、今後の運営形態や市有施設の活用の方等の基本的なことを含めて検討すべきものと考えている。

今後5年間の計画については、現事業者との契約期間は平成28年3月31日までであり、それまでの間は、必要な施設の営繕等を行いながら現在の形態での運営を継続することとなる。その後については、耐震改修に多額の費用を要することを考慮して、運営



形態の検討が必要と考えている。

具体的には、耐震改修を行った上で施設の活用を図るのか。その際、宿泊、観光施設としての美観を損なわない改修が可能なか、あるいは、耐震改修をせずに市有財産の効果的な活用を模索すべきかなど検討が必要と考えている。これらの検討は、庁議等議論を重ねて協議をしていくが、現事業者への意見も求め参考にしていきたい。

この施設が、これまで本市の観光の拠点的な施設として果たしてきた役割やロケーションの良さ等を十分踏まえ、地域の活性化や経済振興に資する効果的な活用方策を図っていきたい。

## 質問者 松元薫久議員 広域行政事務組合議会について

**議員** 広域行政事務組合議会において、「理事會、議會、職員」の申し合わせ事項を撤廃すべき」との意見があり、広域議会で今後議論していくが、

広域議会の事務を出水市の議会事務局が行っているが、その経緯と今後の対応について市長の考えを聞きたい。

**市長** 出水市の議会事務局職員が併任されている経緯の詳細については把握していないが、平成14年度から併任職員とする記録があるということを知っている。北薩広域行政事務組合については、平成18年3月に出水市の合併が行われるまでは、同組合事務局が出水市役所内にあり、また、議会事務局も同市役所内の施設を借用していたことから、事務の効率性を勘案し、同市議会事務局職員が併任することとなったのではないかと思われる。

組合議会における併任職員の身分等の取り扱いに関しては、北薩広域行政事務組合議長と出水市議会議長との間で協定書を締結し、協議の上、任命することとされている。

本市としては、北薩広域行政事務組合のその組織のあり方や実施事業などについては、同組合において協議いただき、2市1町が協力しながら地域の活性化に取り組める

よう、今後もさらに効果的・効率的な体制で事務事業の共同処理を推進していただきたいと考えている。

## 職員給与削減について

**議員** 平成22年度決算をベースに、さらに15%削減するという公約の達成率は、2.7%にとどまっているが、今後どのように進めるつもりか。

**市長** 職員の給与削減に係るマニフェストの達成に向けては、これまで精力的に取り組んできたところである。

この間の削減経緯は、平成23年度では2%から10%までの給料の独自削減に加え、給料表の減額改定や55歳を超えて6級職員給与の15%削減を実施し、平成24年度は引き続き独自の給料削減を、4%から10%に拡大し、平均73%の減額を行い、特殊勤務手当の廃止や過去の給与構造改革に伴う激変緩和措置として設けられた経過措置額の減額を実施した。

平成25年度も、前年度に引き続き同等の率による給料削減を実施し、平均74%の減額を実施している。

これらにより平成23年度から今年度の取り組みを含めての総削減額は約1億7千2百万円と見込まれている。

マニフェスト実現に係る数値指標となる平成22年度の職員給与と共済費の合計決算額は13億6千3百56万円であり、この15%に相当する額は、約2億4百53万円となりマニフェスト達成の目標額は約11億5千9百万円となる。

これに対し、平成25年度の当初予算の職員給与等総額は約13億2千7百万円であり、22年度決算額と比較すると2.7%の減となっている。

目標額の達成率はまだまだ低いという意見もあると思うが、働く人の給与、生活費を削減するという極めて重く、そして困難な課題に対し、当初にあえて高い目標を掲げ、それに向けての努力を地道に粘り強く続けてきたからこそ、今の状況が実現できていると認識している。

今後も、給与や職員数などの適正な管理を行い、さらに職員組合とも議論を交わしながら、マニフェストの達成に

向けて努力していく。

**議員** 人事評価について、外部評価制度の進捗状況はどうなっているか。

**市長** 人事評価の目標は、職員一人ひとりの能力、実績等を適正に評価し、その評価結果を能力開発に活用することで職員の能力向上を図り、職務に対する誇りとやりがいを持ち、職員の士気の向上を図ることにより職員全体の生産性を向上させ、組織の活性化を図ることである。

本市では平成18年度から人事評価制度を実施して、担当職務の達成度等の実績、職務遂行を通じて発揮された能力、職務に対する意欲、態度についてそれぞれ評価指標を設定し、上司が評価を行っている。その結果は、昇格や人事配置に活用し、職員個々の能力の開発と向上に生かされている。

これまでの人事評価制度は、基本的には上司が行う一次及び二次評価のみで運用されてきたが、今年度からは、新たに自ら評価する自己評価を加え、上司による評価の前に行うほか、評価に当たっては、職務遂行において常に好

成績、高評価を得るものの特徴性、いわゆるコンピテンシーを着眼点の要素に取り入れた新たな評価制度に改訂することとした。また、これまでは業務内容が異なっていたも一律の基準で評価していたが、新たな評価制度においては個々の職務の難易度も加味し、評価に反映する仕組みとした。

これにより、個々の職員自らの「気づき」という点から自己反省や自己啓発がさらに進み、評価においては職務内容及び職制別にきめ細かな評価ができるものと考えている。

人事評価における外部評価の導入の意義として、内部においては気づかない部分の評価を行い、民間の手法やコスト意識を喚起し、組織に刺激を与えることでさらに活性化を図るため、意義のあることと理解するが、これまでの検討過程では、公務部門における職務の多様性や広範性からくる評価指標の設定の困難さの問題、評価対象となる時期や被評価者となる対象者数、評価者の選定自体の問題も含め、導入にはかなりの困難が

あると考えている。まずは、今年度から開始した新たな人事評価制度の定着を図り、引き続き、より良い制度の構築へ向けた情報収集などを行なっていきたい。

### 川内原子力発電所について

**議員** 安全協定の締結と、地域防災計画の原子力災害対策編を新たに策定したという報道により、市民のあいだに原発再稼働に対する不安の声が聞かれるが、市長の考えをお聞きしたい。

**市長** 福島第一原子力発電所の事故以来、原子力政策に対する国民の関心は大変高くなっている。

本市においては、この間、市民の安全・安心の確保を最優先に、九州電力と安全協定に関する協議を続けており、本年3月26日に県を立会人として、「いちき串木野市及び阿久根市における住民の安全確保に関する協定書」を締結した。

また、川内原子力発電所から20km圏内を防災対策重点区

域としていた市暫定計画について、国の防災指針並びに地域防災計画の改定等を受け、5月24日に市防災会議を開催し、30km圏内を緊急時防護措置準備区域（UPZ）とし、市内全域を対象に今後措置を講ずることを規定した市地域防災計画（原子力災害対策編）を策定した。

一方、再稼働に当たっては、電気事業者において原子力発電所のさらなる安全性・信頼性向上に向けた対策をとっていただくとともに、新たな原子力規制基準に基づき原子力規制委員会において技術的並びに専門的知見から審査していただき、国の責任においてその安全性を保障した上で住民に十分な説明がなされ、理解を得られた上で国のスキームに基づき再稼働の判断がなされるものと考えている。

### 非婚のひとり親家庭について

**議員** 阿久根市において対象となる市民はいるか。

**市長** 非婚のひとり親とは、婚姻歴のないひとり親であり、

把握については、児童扶養手当の現況届で確認する以外に方法がない。本年6月1日現在の阿久根市の児童扶養手当受給者は284人であり、そのうち非婚の方は9人である。

その9人のうち、保育園に子どもを預けておられる方が4人、市営住宅に入居されている方が2人であるが、いずれも寡婦控除が適用されたとしても、その影響を受けない方々である。

**議員** 非婚のひとり親について、寡婦とみなして、みなし控除を適用し、市営住宅の家賃や保育料を軽減する支援策を東京都八王子市では始めたが、今後阿久根市でも検討すべきだと思うが、市長の考えを聞きたい。

**市長** 寡婦とは、過去に法律上婚姻をしたことのあるものと定義されていることから、子どもを扶養している婚姻歴のないひとり親には、所得税法等で定める寡婦控除は適用されない。同じひとり親家庭でありながら婚姻歴の有無によって、不公平が生じているという意見があることは認識しているが、市営住宅使用料に

ついては、低所得者に対する制度設計がなされており、所得に応じた多段階の家賃設定をしていることから、県内では、みなし適用による制度を設けている自治体はない。今後、このような制度が導入できるのかどうかも含め、他市の事例を調査したい。

保育料については、児童福祉法に基づく費用徴収規則で規定しており、所得税や市民税の税額によって世帯の階層区分を定め、保育料の額を決定するとなっているが、本市では、保育料を国の基準の約2分の1に設定していることから、今後、対象となる方がいても、他市に比べた場合、その影響額は少ないと考える。国の基準の保育料算定方法が税法上の税額を用いることになっている本制度において、みなし控除を創設することは、現段階では困難ではないかと考える。県においても、九州地区民生主管課長会議等を通じて、毎年、厚生労働省に対して「非婚母子世帯の寡婦控除をみなし適用すること」の要望書を提出しており、今後の国の動きを注視していきたい。



## 市民交流施設建設 特別委員会報告 (要約)

市が建設を計画している市民交流センター(仮称)について、市議会では特別委員会を設置し調査を行いました。調査内容を6月25日の本会議で特別委員長が報告しましたので、その要約を掲載します。

市民交流施設建設特別委員会は、本年3月26日の第1回定例会において市民交流施設(仮称)建設について、その望ましいあり方等の調査・検討等を行う目的に設置され、調査項目として、6つの項目を設定して調査を行いました。

本委員会は、3月26日から6月13日までに6回開催し、平成21年度に策定した市民会館建設構想及び建設計画、所管課への質疑及び各種資料をもとに行い、最終的に各委員の意見を集約しました。

り、現在の市民会館建設地とすることが望ましいとすることで意見の一致をみました。また、委員から、現在地に建設するのであれば、周辺の水害対策をきっちり鶴見川をやっていた、きたいということを強く要望するとの意見がありました。

本委員会では委員から活発な意見が出され、所管課への質疑も多くありましたが、その中で委員からの主な意見を報告します。

施設の建築計画について、「600席から650席という計画はたっているようだが、周辺の地域をもう1度確認をして座席数を決めてほしい。今の人口からすれば500席ぐらいが適当ではないかと考える。」「今から新しくつくり、九州全域から呼ぼうではないか。そういうことで、いろんなイベントができる施設をつくっていた、650席でも少なく、800席はつくっていた、今後は利用が少ないから小規模なものでもいいという消極的な考え方ではないかと思う。」「この計画書をすべて見てみればかなりいい案であると思ってる。あとは市民を含めて関係団体、いろんな人からの意見を反

映させる形で結論をもっていってもらおうようお願いをし、まかせようがいいと思う。」「駐車場の舗装については、常時利用する数、予備的な数で、費用の関係もあると思うが、使い分ければいいと思う。また、どうしても気温は上昇すると思うので、そこらも配慮してあまり熱くない構造をやっていた、きたい。」「との意見がありました。

次に、施設規模及び付帯施設、その他の項目について、

「以前、学校の体育館でもバリアフリーに関しては一休となつた形で取り組んでいた、経緯がある。しかし、なかなかこういう大きな物になってくる」と発言がまた別々になってくるので、バリアフリーの計画は全体で考えてほしい。」「バリアフリー計画などは要所、要所できちつとは十分してもらい配慮していただきたい。」「との意見がありました。

次に、建設後の運営形態について、

「運営については、よりレベルの高い競争をさせて、どこにも負けない運営方法を取り入れていただくように。民営化できるものは民営化し、そういう方

向で取り組んでほしい。」「との意見がありました。

次に、総括して出された主な意見について報告します。

「華美な施設は不用である。ガラス張りではエアコンを多く必要とし、水を使った噴水、池、流水のオブジェなどは特に経費がかかり、デザイン性に重点を置かないような施設にしていた、きたい。」「600席から800席に賛成する。また、隣接の市町村の方にも来てもらうことを考えれば、400席では少ない。ましてや、新しい施設ができれば集客が向上すると思う。施設全体は管理しやすく、省エネ対策は積極的に取り入れるべき。」「近隣の施設利用状況を見れば500程度でいいと思う。」「市民の方から、つくるのであれば、お金がなかったからといって、ちゃんものをつくってほしいという意見を行政のほうに伝えて欲しいということを聞いた。また、文化協会からの寄附金も基金に入れられていると思うが、ピアノを寄附していた、ただけるような方を市長に探してもらいたいとの話もあり、阿久根市外で活躍している方が多いので、広報活動をして寄附金をつくる検討をして

ほしい。」「中途半端は一番いけないので、ある程度立派で専門家を交えてものをつくってもらいたい。仮に600席、800席を設置するのであれば、それに見合う集客を考えればいいし、集客できるような施設の席数にしてほしい。」「施設の設計、建設の検査チェックについては第三者の専門家に委託し、あとから補正予算を組まなくていいように確認しながら行ってほしい。」「

以上が、総括で出された主な意見であります。

特にホールの座席数については、委員間でも様々な意見が出されましたが、要約して報告させていただきます。

本委員会では、議論百出の状況でございました。市長や建設に関与される各所管課の皆さんには、議会の意見をしっかりとくみ取っていただき、後世にも負担が少なく市民の皆さんに喜んでもらえる施設を作品として残していただきたいと要望いたします。

市民交流施設建設特別委員会  
委員長 石澤 正 彰



○議会のうべき

主な議案の内容

阿久根市選挙管理委員  
及び補充員の選挙

市のホームページでもご覧になります。

◎委員会記録を公開

平成25年第1回定例会から委員会記録をホームページで公開しています。

また、議会事務局でもご覧になります。

※ 議会、たより、議会傍聴に関するお問い合わせは、市議会事務局まで。

TEL (七二) 〇八一五  
FAX (七二) 二〇二九

8 月	7 月	6 月
12日 議会運営委員会	23日 議員報酬等調査特別委員会	25日 本会議（委員長報告・表決）
8日 市町村政研修会 議員全員協議会	1日 議員報酬等調査特別委員会	18日 議員全員協議会
5日 議員政策基本研修（8名）9日まで		17日 委員会（一般議案・補正予算審査）
		13日 本会議（一般質問）
		11日 議会運営委員会 議員全員協議会

※ 議案第45号  
寺山住宅5号棟建築工事の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年阿久根市条例第20号）第2条の規定により、議会の議決を求めるもの。

※ 議案第46号  
本市における、子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、条例を制定しようとするもの。

※ 議案第47号  
老朽化した市営住宅の用途を廃止するため、条例の一部を改正しようとするもの。

※ 同意されたもの  
◎教育委員会の委員の任命について  
大 漣 孝 夫 氏

陳 情 書

※ 不採択とされたもの  
◎木生坊線（里道）の舗装市道化に関する陳情

お 知 ら せ

◎ 議会会議録の閲覧について、本会議の質問や答弁内容を詳しくお知りになりたい方は、市立図書館で「市議会会議録」をご覧ください。

**平成25年度 第3回定例会**

**9月上旬開会予定です。**

日程は、市の行政連絡放送（防災行政無線）、ホームページでお知らせします。